

時間外選定療養費の お支払いについて

当センターでは二次救急医療機関及び三次救急救命センターとして緊急性の高い重症患者さんを24時間体制で受け入れております。しかし、夜間・休日に多くの患者さんが来院しており、重症患者への対応に支障が生じております。「生命の危機にかかわる緊急性の高い救急患者さん」にいち早く対応するため、通常の診療時間以外に緊急で受診する必要がないと医師が判断した患者さんには、【時間外選定療養費】をお支払いしていただきます。

地域の救急医療を維持していくためにもやむを得ない措置ですので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

開始日時 令和2年7月1日（水）17時15分より

金額 10,000円（税込）

対象時間 ①平日8時30分から17時15分以外の時間
②土曜日・日曜日・祝日
③年未年始（12月29日から1月3日）

※以下に該当する場合は対象外となります。

- ・受診後そのまま入院した場合
- ・他の医療機関から、当センターの救急で受診するための紹介状を持参した場合
- ・当センターで当日の受診があり、症状の憎悪によって時間外に再受診する場合（翌通常診療開始日まで。ただし年未年始・GWは除く）
- ・当センター医師より、あらかじめ（通常の診療時間内）救急外来を受診するように指示された場合
- ・労働災害及び公務災害の場合
- ・その他（緊急の受診の必要性が認められた場合）

令和2年6月
自治医科大学附属さいたま医療センター
センター長 遠藤 俊輔